

データセンター業の

ベンチマーク制度

制度の概要

令和5年5月

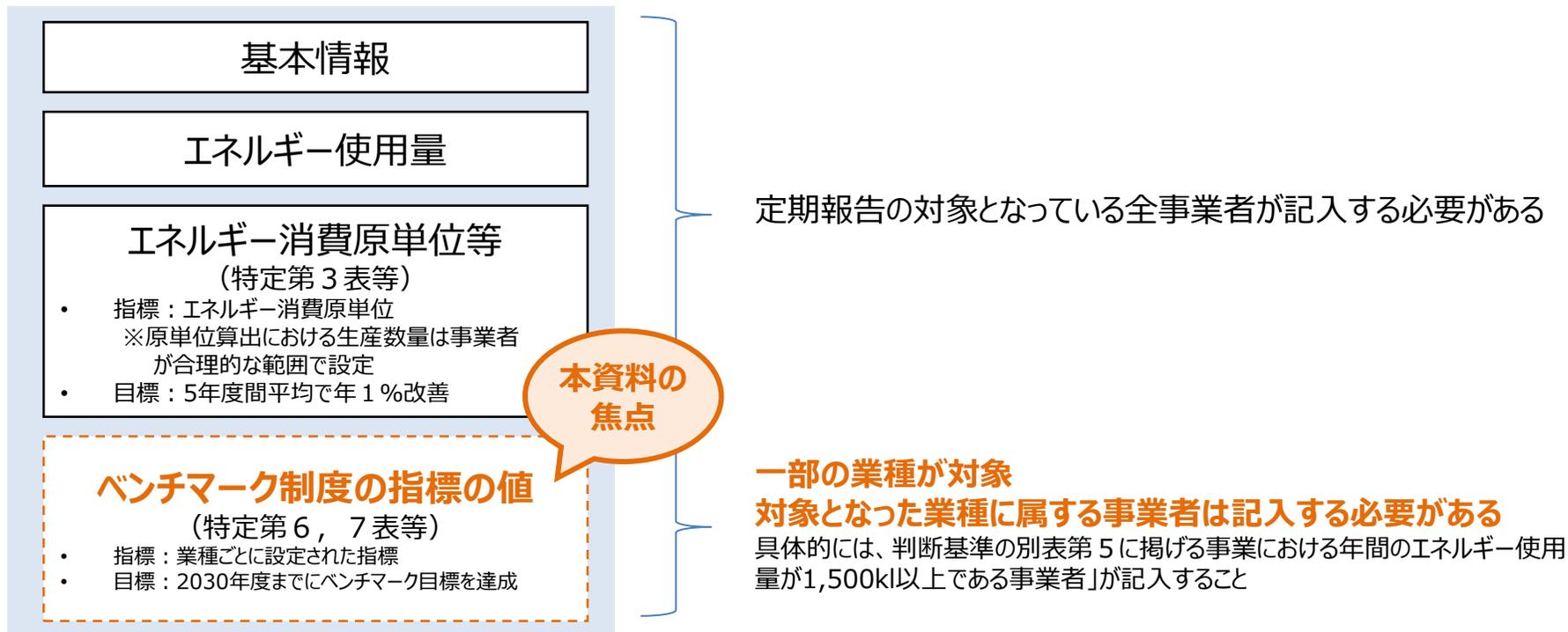
資源エネルギー庁

省エネ法の定期報告におけるベンチマーク制度の位置づけ

- 省エネ法における定期報告制度では、対象事業者（特定事業者等）は、エネルギー使用量や、エネルギー消費原単位、ベンチマーク制度の指標の値などの報告が求められています。
- **ベンチマーク制度で報告する指標は、全ての特定事業者等が報告するエネルギー使用量やエネルギー消費原単位とは異なり、一部の業種に対して業種ごとに設定される省エネ指標であり、対象となった業種に属する事業者はエネルギー消費原単位等とは別に、ベンチマーク制度の指標の値を報告する必要があります。**

省エネ法における定期報告

（対象事業者：特定事業者等（年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上の事業者））



※ 省エネ法における定期報告では、上記以外にも記載が必要な項目があるが、本図ではエネルギー消費原単位とベンチマーク制度によるベンチマーク制度の指標の違いを簡潔に表現するために割愛している。

【参考】データセンターのエネルギー管理権原の有無と省エネ法の定期報告との関係

- データセンターを活用して事業をされている方は、下記の表を対応の目安にしてください。
- ただし、下記の表は、**エネルギー管理権原の有無と定期報告における対応について簡易的に整理したものです**。データセンターの用途等によって**対応が異なる可能性がありますので、詳細については以下の資料も御確認ください**。
 - ベンチマーク制度について：本資料のP 3以降
 - 省エネ定期報告におけるエネルギー使用量の算入について：

「省エネ法の定期報告に係る留意点～テナント事業者のIT機器エネルギー使用量の算入について～」

	エネルギー管理権原の有無		対応事項	
	建物・付帯設備	IT機器	省エネ法の定期報告におけるエネルギー使用量の算入	ベンチマーク制度の報告
データセンターA	✓	✓	「データセンター全体」のエネルギー使用量を算入（付帯設備+IT機器）	「情報処理に係る環境貸与用途」の場合はベンチマーク制度の対象
データセンターB	✓	—	「エネルギー管理権原を有する部分」のエネルギー使用量を算入（付帯設備）	「情報処理に係る環境貸与用途」の場合はベンチマーク制度の対象
データセンターC	—	✓	「テナント占有部分」のエネルギー使用量を算入（付帯設備+IT機器）	対象外
データセンターD	—	—	データセンターに係るエネルギー使用量の算入は不要	対象外

✓：エネルギー管理権原を有することを示す。

データセンター業におけるベンチマーク制度 目次

項目		内容	記載項
指標		データセンターにおけるエネルギー使用量の合計 (kWh) を、データセンターにおけるIT機器エネルギー使用量の合計 (kWh) で割った値 (以下「事業者PUE」という。)	P.4
目指すべき水準		1.4 以下	
制度の対象	対象事業者	以下3つの項目のいずれにも該当する事業者 ● データセンター業（データセンターを運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供している事業）の事業者 ● データセンター業のみで年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上である事業者 ● データセンターの「建物・付帯設備」に関するエネルギー管理権原の一部又は全部を有している事業者	P.5-9
	対象事業所	● 情報処理に係る環境貸与用途のデータセンター ● 実績年度（定期報告対象期間）を通して稼働している事業所を対象 ● サーバー室面積の合計が300㎡未満の事業所は対象外としてもよい	
評価の方法	ベンチマーク指標の測定方法	● PUEガイドラインに準拠すること	P.14
制度の運用	ベンチマーク指標の状況等の記入方法	● 特定第6表・第7表の記入が必要	P.15-16
	ベンチマーク指標を算出できない事業所がある場合の報告方法	● 特定第6表では、計測ができていない対象事業所のみでベンチマーク指標を算出した値を記入 ● 特定第7表 1-1では、計測ができていない対象事業所に関する情報等を記入	P.17-18

(1) 指標及び目指すべき水準

- 省エネ法に基づくベンチマーク制度では、業種ごとの中長期的な省エネの取組の促進を目的とし、業種別に目指すべき省エネの水準（ベンチマーク目標）を定めています。
- ベンチマーク目標は、足下で上位1～2割の事業者が満たす水準として設定しています。ベンチマーク制度の対象業種における年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kL以上である対象事業者は、毎年の省エネ法の定期報告においてベンチマーク指標を報告し、2030年度のベンチマーク目標達成に向けて取り組む必要があります。
- 2022年4月、データセンター業をベンチマーク制度の対象業種に追加しました。最初の報告は、2022年度のエネルギー使用量についての2023年7月提出の報告です。

■ データセンター業のベンチマーク指標・目標

$$\text{ベンチマーク指標} = \frac{\text{データセンターにおけるエネルギー使用量}^{\ast 1} \text{ (kWh)}}{\text{データセンターにおけるIT機器のエネルギー使用量}^{\ast 2} \text{ (kWh)}}$$

$$\text{ベンチマーク目標 (目指すべきベンチマーク指標の値)} = 1.4 \text{ 以下}$$

※ 1 対象事業所であるデータセンターが複数ある場合は、それらのデータセンターにおけるエネルギー使用量を合計した値

※ 2 対象事業所であるデータセンターが複数ある場合は、それらのデータセンターにおけるIT機器のエネルギー使用量を合計した値

(2) ベンチマーク制度の報告対象 ー対象事業者ー

- 以下3つの項目のいずれにも該当する事業者が、データセンター業のベンチマーク制度の対象事業者です。

条件①

データセンター業（データセンターを運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供している事業）の事業者※1

※1：次ページで詳細を説明

かつ

条件②

データセンター業のみで年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500kl以上である事業者

かつ

条件③

データセンターの「建物・付帯設備」に関するエネルギー管理権原の一部又は全部を有している事業者※2

※2：次々ページで詳細を説明

(2) ベンチマーク制度の報告対象 ー対象事業者 条件①ー

- 判断基準において、データセンター業とは「データセンター（データの処理を目的とした、コンピュータやデータ通信のための装置を設置及び運用することに特化した建物又は室）を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業」と定義されています。
- 具体的には、データセンター業は、情報処理に係る環境貸与（ハウジング、ホスティング、クラウド事業等）用途として情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業のこととしています。

条件①

データセンター業（データセンターを運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供している事業）の事業者

以下の①～④の用途のうち、①の用途がデータセンター業に該当しベンチマーク制度の対象です。

	用途	概要	
①	情報処理に係る環境貸与用途	・ ハウジング、ホスティング、クラウド事業等、情報処理に係る環境貸与の用途	ベンチマーク制度の対象
②	情報通信用途	・ 主に情報通信業に係る用途 ・ 通信ビル、基地局等を含めた情報通信に係る施設全体	
③	その他の事業用途	・ 情報通信業・サービス業以外（物品販売業や金融業等、他の業種として規定される事業）の事業用途	ベンチマーク制度の対象外
④	自社管理用途	・ 社内システム（経理、管理、研究開発等）用途	

(2) ベンチマーク制度の報告対象 一対象事業者 条件③

- ベンチマーク制度の対象事業者は、建物・付帯設備に関するエネルギー管理権原を有している事業者です。

(DC in DC等で、建物・付帯設備のエネルギー管理権原を一部保有する場合も含まれます)

条件③

データセンターの「建物・付帯設備」に関するエネルギー管理権原の一部又は全部を有している事業者

※エネルギー管理権原がある場合とは、設備の設置・更新の権限を有し、エネルギー使用量が計量器等により特定出来る場合を意味します。

<対象事業者 (例) >

	パターン1	パターン2
事業形態	IT機器等（サーバ等）を保有せず、サーバスペースを顧客に貸し出す	IT機器等（サーバ等）も保有し、その機能を顧客に提供する
エネルギー管理権原	<p>※DCinDCの場合も含む</p>	<p>※DCinDCの場合も含む</p>

(2) ベンチマーク制度の報告対象 – 稼働期間と対象外の事業所 –

- ベンチマーク指標の算定は、実績年度（定期報告対象期間）を通して稼働している事業所が対象です。
- 対象期間中に入居／退去したテナントのエネルギー使用量は、対象外とすることができます。
- また、用途に関わらず、事業所におけるサーバー室面積の合計が300㎡未満のデータセンターは、ベンチマーク指標を算出する際の算入の対象外とすることができます。

■ : エネルギー使用期間

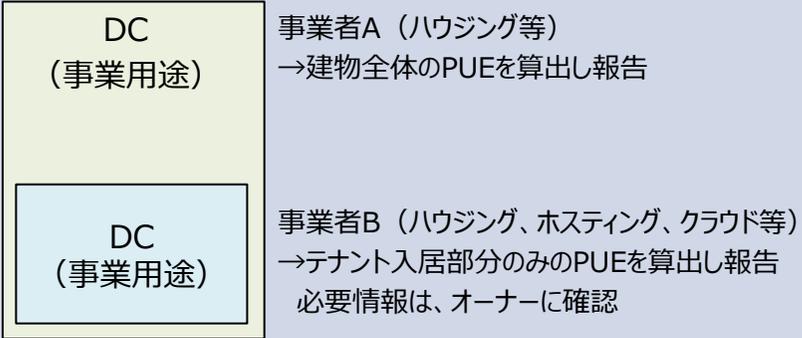
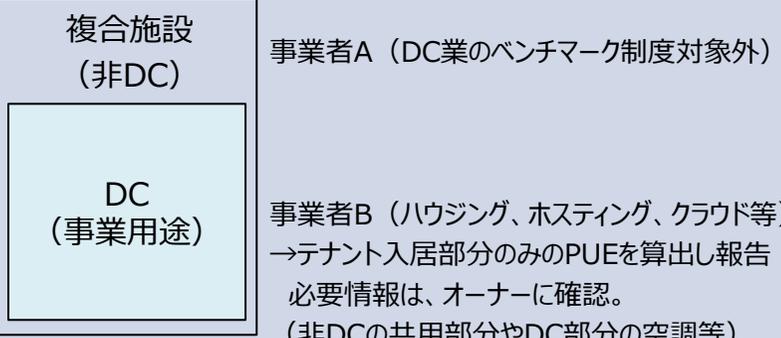
ケース		実績年度（定期報告対象期間）			報告年度	ベンチマーク 評価
		4月1日 時点	4月1日 ～	入退去等	～ 3月31日	
事業所	● 定期報告対象期間より前に開業（購入等）している場合	開業済	⇒		開業済	対象
	● 定期報告対象期間中に開業（購入等）した場合			開業⇒	開業済	対象外
	● 定期報告対象期間中に閉鎖（売却等）した場合	開業済	⇒売却			対象外
ホスティング ・クラウド 事業者 (テナント)	● 定期報告対象期間より前に入居している場合	入居済	⇒		入居済	対象
	● 定期報告対象期間中に入居した場合			入居⇒	入居済	対象外
	● 定期報告対象期間中に退去した場合	入居済	⇒退去			対象外
共用部	(テナント入居状況によらず)	開業済	⇒		開業済	対象

(2) ベンチマーク制度の報告対象 – 複合用途施設等 –

- 複合用途施設等に設置されているデータセンターにおいては、共用部のエネルギー管理権原を有していない場合でも、データセンター専用部の建物・付帯設備に関するエネルギー管理権原を有する場合は、ベンチマーク制度の対象事業所です。
- 複合用途施設等に設置されているデータセンターにおいて、共用部のエネルギー使用量の把握が困難な場合は、複合用途施設等のオーナー等からエネルギー使用量の情報を取得してください。
- 複合用途施設等に設置されているデータセンターで情報処理に係る環境貸与用途とそれ以外の用途が同じ事業所内に混在する場合、情報処理に係る環境貸与用途について、面積やラック数等でエネルギー使用量を按分した値を用いてベンチマーク指標を算出してください。
- 按分することが困難な場合は、情報処理に係る環境貸与用途とそれ以外の用途が混在している事業所全体を対象事業所としてベンチマーク指標を算出してください。

【参考】報告対象の判断方法（ケース別）

① 複合用途施設において、主用途がデータセンターの場合

データセンター (略：DC)	ケースA (DCinDC：DCの建物を間借りしてDC業を営む)	ケースB (複合施設の建物を間借りしてDC業を営む)
施設の形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物自体は、事業者Aが保有・管理し、データセンター業を営んでいるが、その一部のテナントを間借りして、事業者Bがデータセンター業を営んでいる場合 ➢ 建物全体：データセンター業（ハウジング等） ➢ テナント：データセンター業（ハウジング、ホスティング、クラウド等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物自体は、事業者Aが保有・管理し、データセンター業以外の事業を営んでいるが、その一部のテナントを間借りして、事業者Bがデータセンター業を営んでいる場合 ➢ 建物全体：データセンター業以外 ➢ テナント：データセンター業（ハウジング、ホスティング、クラウド等）
報告対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者Aは、建物全体のPUEを算出し報告する。 ● 事業者Bは、テナント部分についてPUEを算出し報告する。ただし、建物・付帯設備に関するエネルギー管理権原を有していない場合は対象外となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者Aは、データセンターのベンチマーク制度の対象外。（貸事務所業等のベンチマーク制度対象となる可能性有） ● 事業者Bは、テナント部分についてPUEを算出し報告する。ただし、建物・付帯設備に関するエネルギー管理権原を有していない場合は対象外となる。
イメージ	 <p>事業者A（ハウジング等） →建物全体のPUEを算出し報告</p> <p>事業者B（ハウジング、ホスティング、クラウド等） →テナント入居部分のみのPUEを算出し報告 必要情報は、オーナーに確認</p>	 <p>事業者A（DC業のベンチマーク制度対象外）</p> <p>事業者B（ハウジング、ホスティング、クラウド等） →テナント入居部分のみのPUEを算出し報告 必要情報は、オーナーに確認。 (非DCの共用部分やDC部分の空調等)</p>

※事業用途とは、情報処理に係る環境貸与用途のことをいう。

【参考】報告対象の判断方法（ケース別）

②複合用途施設において、主用途がデータセンター以外の場合

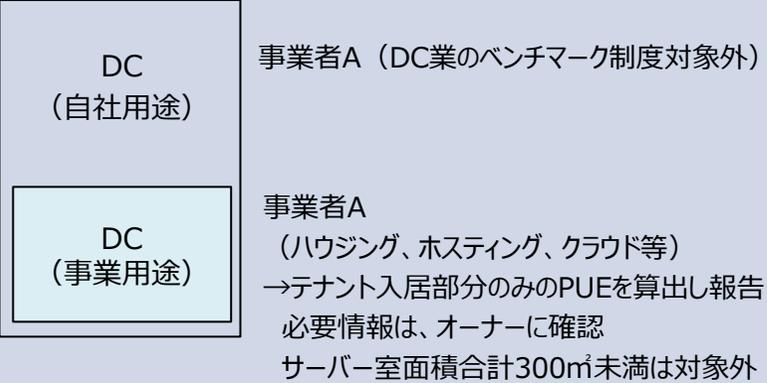
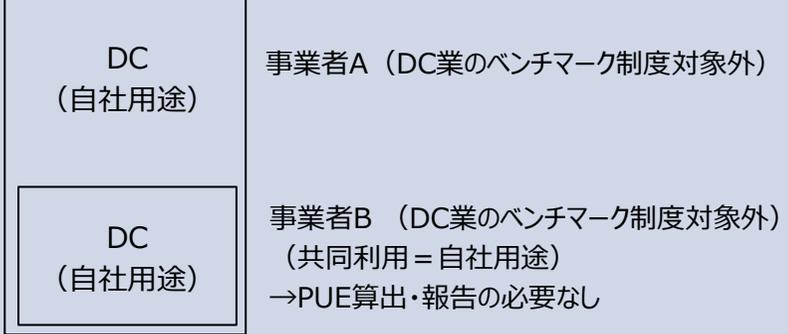
データセンター (略：DC)	ケースC (非DC業の建物を間借りしてDC業を営む)	ケースD (非DC業の事務所の一部でDC業を営む)
施設の形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物自体は、事業者Aが保有・管理し、データセンター以外の用途（貸事務所等）を主な事業として営んでいるが、その一部のテナントを間借りして、事業者Bがデータセンター業を営んでいる場合 ➢ 建物全体：データセンター業以外（貸事務所等） ➢ テナント：データセンター業（ハウジング、ホスティング、クラウド等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物自体は、事業者Aが保有・管理し、主としてデータセンター以外の事業を営んでいるが、その一部で事業者Bがデータセンター業を営んでいる場合 ➢ 建物全体：データセンター業以外 ➢ 事務所の一部：データセンター業（ハウジング、ホスティング、クラウド等）
報告対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者Aは、データセンターのベンチマーク制度の対象外。（貸事務所業等のベンチマーク制度対象となる可能性有） ● 事業者Bは、テナント部分についてPUEを算出し報告する。ただし、建物・付帯設備に関するエネルギー管理権原を有していない場合は対象外となる。サーバー室面積合計が300㎡未満は対象外としてもよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者Aは、データセンターのベンチマーク制度の対象外。（その他のベンチマーク制度対象となる可能性有） ● 事業者Bは、事務所の一部についてPUEを算出し報告する。ただし、サーバー室面積合計が300㎡未満は対象外としてもよい。
イメージ	<p>事業者A（DC業のベンチマーク制度対象外）</p> <p>事業者B (ハウジング、ホスティング、クラウド等) →テナント入居部分のみのPUEを算出し報告 必要情報は、オーナーに確認 サーバー室面積合計300㎡未満は対象外</p>	<p>事業者A（DC業のベンチマーク制度対象外）</p> <p>事業者B（ホスティング、クラウド等） サーバー室面積合計300㎡未満は対象外</p>

※事業用途とは、情報処理に係る環境貸与用途のことをいう。

【参考】報告対象の判断方法（ケース別）

③ 自社用途データセンターの場合

原則として、自社用途データセンターはベンチマーク制度の対象外です。

データセンター (略：DC)	ケースE (自社用途DCを一部間借りしてDC業を営む)	ケースF (自社用途DCを共同利用する場合)
施設の形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物自体は、事業者Aが保有・管理し、自社用途で運営しているが、その一部を間借りして、事業者A自身がデータセンター業を営んでいる場合 ➢ 建物全体：自社用途 ➢ テナント：データセンター業（ハウジング、ホスティング、クラウド等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物自体は、事業者Aが保有・管理し、自社用途で運営しており、テナントが間借りして、データセンター業以外の用途で使用している場合（銀行システムの共同利用等） ➢ 建物全体：自社用途 ➢ テナント：自社用途（共同利用ユーザ。エネルギー管理権原は有しない）
報告対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者Aは、データセンターのベンチマーク制度の対象外。（その他のベンチマーク制度対象となる可能性有） ● 事業者Aはテナント部分についてPUEを算出し報告する必要がある。ただし、建物・付帯設備に関するエネルギー管理権原を有していない場合は対象外となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者A及び共同利用の事業者Bは、データセンターのベンチマーク制度の対象外。
イメージ	 <p>事業者A（DC業のベンチマーク制度対象外）</p> <p>事業者A (ハウジング、ホスティング、クラウド等) →テナント入居部分のみのPUEを算出し報告 必要情報は、オーナーに確認 サーバー室面積合計300㎡未満は対象外</p>	 <p>事業者A（DC業のベンチマーク制度対象外）</p> <p>事業者B（DC業のベンチマーク制度対象外） (共同利用＝自社用途) →PUE算出・報告の必要なし</p>

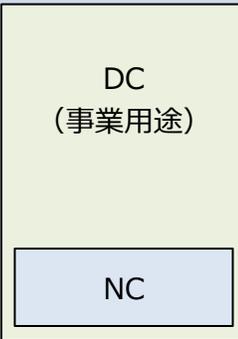
※ 1 事業用途とは、情報処理に係る環境貸与用途のことをいう。

※ 2 自社用途を事業用途と区別できない場合は、全てを事業用途とする。

【参考】報告対象の判断方法（ケース別）

④ ネットワークセンター（通信用途のデータセンター）

原則として、ネットワークセンターはベンチマーク制度の対象外です。

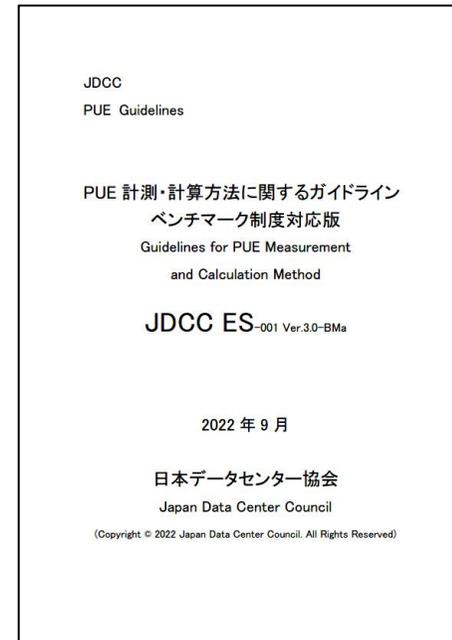
ネットワークセンター （略：NC）	ケースG （NC業の建物を一部間借りしてDC業を営む）	ケースH （DC業の建物を一部間借りしてNC業を営む）
施設の形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物自体は、事業者Aが保有・管理し、ネットワークセンターを主な用途として運営しているが、その一部のテナントを間借りして、事業者B（または事業者A自身）がデータセンター業を営んでいる場合 ➢ 建物全体：データセンター業以外 ➢ テナント：データセンター業（ハウジング、ホスティング、クラウド等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物自体は、事業者Aが保有・管理し、データセンター業を主な用途として営んでいるが、その一部のテナントを間借りして、事業者B（または事業者A自身）がネットワークセンターを運営している場合 ➢ 建物全体：データセンター業（ハウジング等） ➢ テナント：データセンター業以外（ネットワークセンター）
報告対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者Aは建物全体またはネットワークセンターの部分のPUEを算出し報告する必要はない。 ● 事業者B（または事業者A自身）は、テナント部分についてPUEを算出し報告する必要がある。ただし、建物・付帯設備に関するエネルギー管理権原を有していない場合は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者Aは建物全体のPUEを算出し報告する。 ● 事業者B（または事業者A自身）は、テナント部分（ネットワークセンター）については、データセンターのベンチマーク制度の対象外。
イメージ	 <p>事業者A（ネットワークセンター） （DC業のベンチマーク制度対象外）</p> <p>事業者B（または事業者A自身） （ハウジング、ホスティング、クラウド等） →テナント部分のみのPUEを算出し報告 必要情報は、オーナーに確認 ※通信事業用設備（フロア・通信機器室）は他テナントとみなす</p>	 <p>事業者A（ハウジング等） →建物全体のPUEを算出し報告 ※通信事業用設備（フロア・通信機器室）は他テナントとみなす</p> <p>事業者B（または事業者A自身） （ネットワークセンター） （DC業のベンチマーク制度対象外）</p>

※ 1 事業用途とは、情報処理に係る環境貸与用途のことをいう。

※ 2 ネットワークセンター用途をDC業用途と区別できない場合は、全てをDC業用途とする。

(3) ベンチマーク指標の測定方法

- 事業者PUEの算出に係る計測方法については、JDCCが発行する「**PUE計測・計算方法に関するガイドライン（ベンチマーク制度対応版）**」（以下、**PUEガイドライン**）に準拠することとします。
- PUEガイドラインは、**2022年9月よりJDCCのホームページ上で無料公開**されております。
(https://www.jdcc.or.jp/pue_guide/)
- なお、IT機器のエネルギー使用量の算出にあたり、**PDU出力ポイントに積算型の計測器が無い場合、PDU出力までのロス分を差し引く必要**があります。PDU出力までのロス率の実測が困難な場合についてはカタログ値等を用いてロス率を算出してください。**詳しくは、PUEガイドライン（P17）を御確認ください。**
- PUEガイドラインに関する問合せは、JDCC様に御連絡ください。



特定第6表の記入方法

- ベンチマーク制度の対象業種は、定期報告において特定第6表の記入が必要です。
 - ②区分：16
 - ③対象となる事業の名称：データセンター業
 - ④対象事業のエネルギー使用量：データセンター業に係るエネルギー使用量〔原油換算kl〕
 - ⑤ベンチマーク指標の状況：小数点第二位まで記載（例：1.XX）
 - ⑥ベンチマーク指標の見込み：中長期計画書に記載した当該年度の指標の見込み
 - ⑦達成率：計画⑥に対する実績⑤の割合
 - ⑧目標年度における目標値：1.4（目標年度：2030年）

(7) 特定-第6表

特定 - 第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）



区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値 (単位)
			年度	年度	年度	年度	年度			
②	③	④			⑤			⑥	⑦	⑧

詳細は定期報告記入要領を参照のこと。

特定第7表の記入方法

- ベンチマークの指標の状況に関し、参考となる情報を記載します。

特定 – 第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1 – 1 判断基準のベンチマークの指標の算出に当たり、根拠となる情報

運営（または利用）する全てのデータセンターにおけるエネルギー使用量は〇〇 kWh

運営（または利用）する全てのデータセンターにおけるIT機器のエネルギー使用量は●● kWh

1 – 2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

ベンチマーク制度の対象事業所は、データセンターA、データセンターBです。

ベンチマークの目指すべき水準との差は、1. 40 – □. □□ = ▲ × . × ×

<未達理由> 目指すべき水準が未達成だった理由は、…

省エネ取組状況等を記入（任意）

(5) ベンチマーク指標を算出できない事業所がある場合の報告方法

- やむを得ない理由によりIT機器のエネルギー使用量の計測ができなかった等でベンチマーク指標の算出に必要なエネルギー使用量の値が把握できない事業所がある場合は、定期報告書の特定-第6表及び特定-第7表1-1に、以下のとおり記入してください。

【特定-第6表】

ベンチマーク指標の算出に**必要なエネルギー使用量の値が把握できている対象事業所のみでベンチマーク指標を算出した値を記入。**

【特定-第7表 1-1】

以下①～⑤を記入。

- ① **対象事業所**（ベンチマーク指標の算出に必要なエネルギー使用量の値が把握できていない事業所も含む）**のエネルギー使用量の合計値（kWh）**
- ② 対象事業所数（ベンチマーク指標の算出に必要なエネルギー使用量の値が把握できていない事業所も含む）
- ③ 上記②のうちベンチマーク指標の算出に**必要なエネルギー使用量の値が把握できていない事業所数**
- ④ 上記③の**各事業所について、事業所名、データセンターにおけるエネルギー使用量（kWh）、ラック数（台）又は床面積（m²）**
- ⑤ ベンチマーク指標の算出に**必要なエネルギー使用量の値が把握できていない理由と今後の対応**

※なお、ベンチマーク指標の算出に必要なエネルギー使用量の値が把握できていない事業所がある事業者が、ベンチマーク指標の算出に必要なエネルギー使用量の値が把握できている事業所のみで算出したベンチマーク指標の値がベンチマーク目標を下回っていた場合でも、事業者クラス分け制度におけるベンチマーク制度達成によるSクラス評価としないこととします。

(5) ベンチマーク指標を算出できない事業所がある場合の報告方法

- 定期報告書の特定-第6表及び特定-第7表 1-1の記入例を以下に示します。

特定-第6表 ベンチマーク指標の状況

IT機器のエネルギー使用量等の計測ができていない対象事業所のみでベンチマーク指標を算出した値を⑤に記入。

(7) 特定-第6表

特定-第6表 ベンチマーク指標の状況 (該当する事業者のみ記入)

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算 kJ)	ベンチマーク指標の状況 (単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値 (単位)
			年度	年度	年度	年度	年度			
②	③	④			⑤			⑥	⑦	⑧

特定-第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1-1 判断基準のベンチマークの指標の算出に当たり、根拠となる情報

対象事業所のエネルギー使用量の合計は〇〇 kWh

対象事業所数は〇〇

そのうちベンチマーク指標の算出に必要なエネルギー使用量の値が把握できない事業所数は〇〇

1) 〇〇 (事業所名)、〇〇 kWh (データセンターにおけるエネルギー使用量)、〇〇台 (ラック数)

2) 〇〇 (事業所名)、〇〇 kWh (データセンターにおけるエネルギー使用量)、〇〇㎡ (床面積)

...

<ベンチマーク指標の算出に必要なエネルギー使用量の値が把握できない理由と今後の対応>

IT機器のエネルギー使用量等を計測できていない理由は、……。今後の対応は……。